

収支内訳書（一般用）の書き方

営業等所得がある方は、収支内訳書（一般用）を必ず記載してください。

裏面

家事上の消費（家事関連費）は、経費に含みません。

経費の中に、次のような費用が含まれる場合には、これらの金額を除外します。

- ①衣料費や食料費など家事上の費用
 - ②店舗兼住宅について支払った地代家賃や火災保険料、固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用
 - ③上流料や重複料、燃料費などのこと。家事に係る経費

※ 営業区分と家庭区分は、使用面積や保険金額などとの適切な基準によってもしくは計算します

各科目的具体例と記入先

| 科目名 | | 具体例 | 欄 |
|-------|---|---|---|
| 収入金額 | 売上(収入)金額 | 令和7年中の売上(収入)金額 → 「売上(収入)金額の明細」⑩も記入してください。 ※ 掛け売りや未収金などのように、まだ実際に代金を受け取っていないものでも令和7年中に売り上げることが確定したものは、すべて令和7年中の収入金額になります。 | ① |
| | 家事消費 | 商品などを家事のため消費したり、贈与した場合には通常の販売価格を記入します。 ただし、販売金額のおおむね70%の金額と仕入金額のいざれか多いほうの金額を記帳している場合は、その金額を収入金額とすることができます。 | ② |
| | その他の収入 | 空箱の売却代金やリベート、税込経理方式の場合の消費税及び地方消費税の還付税額など | ③ |
| 売上原価 | 期首商品(製品)棚卸高 | 令和7年1月1日現在の商品などの棚卸高 | ⑤ |
| | 仕入金額(製品製造原価) | 令和7年中の商品などの仕入金額 → 「仕入金額の明細」⑪も記入してください。 ※ 令和7年中の掛け買いや未払金などによる仕入でまだ代金を支払っていないものを含みます。 | ⑥ |
| | 期末商品(製品)棚卸高 | 令和7年12月31日現在の商品などの棚卸高 | ⑧ |
| 経費 | 給料賃金 | 従業員に支払った賃金など → 「給料賃金の内訳」⑪も記入してください。 ※ 事業に専従している親族に支払った給料は除きます(専従者控除に該当)。 ※ 給料賃金等を支払った従業員の氏名、年齢、従事月数、給料賃金・賞与額、源泉徴収税額を記入します。 源泉徴収税額は、年末調整後の金額を記入します。なお、年の中途で退職した人などで年末調整が行われない人については、令和7年中に徴収した源泉徴収税額を記入します。 | ⑪ |
| | 外注工賃 | 修理などで外部に注文して支払った加工賃など | ⑫ |
| | 減価償却費 | 使用可能期間が1年以上で、取得価額10万円以上の事業用資産、機械など → 「減価償却費の計算」⑫も記入してください。 | ⑬ |
| | 貸倒り金 | 貸金等が回収不能になった場合など | ⑭ |
| | 地代家賃 | 事業のために借りた地代や家賃など → 「地代家賃の内訳」⑪も記入してください。 | ⑮ |
| | 利子割引料 | 事業用資産の借入金に対する利子など → 「利子割引料の内訳」⑪も記入してください。 | ⑯ |
| | 租税公課 | 事業税、事業用資産の固定資産税、不動産取得税、事業用自動車の自動車税、同業組合費、印紙代など | ⑰ |
| | 荷造運賃 | 販売商品の荷造りにかかった包装材料費や運賃など | ⑯ |
| | 水道光熱費 | 事業のために要した電気、ガス、水道料など | ⑯ |
| | 旅費交通費 | 事業のために要した電車賃、バス賃、宿泊代など | ⑯ |
| | 通信費 | 事業のために要した電話、切手、はがき代など | ⑯ |
| | 広告宣伝費 | 新聞雑誌等の広告、カレンダー、陳列装飾費など | ⑯ |
| | 接待交際費 | 事業のために要した茶菓子代や飲食代など | ⑯ |
| | 損害保険料 | 事業用資産に対する火災保険料など | ⑯ |
| | 修繕費 | 建物、機械、備品等にかかった通常の維持修理代 | ⑯ |
| | 消耗品費 | 事業用自動車のガソリン代、帳簿や文房具等の購入費用 使用可能期間1年未満で、10万円未満の工具、器具、備品など | ⑯ |
| | 福利厚生費 | 従業員の慰安、保健、修養などのために支払う費用など | ⑯ |
| | 雑費 | 上記以外の事業用の費用 | ⑯ |
| 専従者控除 | 事業に従事している親族(事業専従者)に対する給与 → 「事業専従者の氏名等」⑪も記入してください。 | | |
| | ※ 事業主と生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が令和7年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次の(1)と(2)のいざれか少ない金額を必要経費とすることができます。 (1) 860,000円(その事業専従者が配偶者以外の親族の場合は、500,000円) (2) 表面⑪の金額 ÷ (事業専従者数+1) | | |

【主な減価償却資産の耐用年数】

※減価償却費の詳細については、裏面をご覧ください。

| | | | | | |
|------------------|-----|-----------------------|-----|---------------------|-----|
| 建物(鉄筋・事務所用) | 50年 | 冷暖房設備(冷凍機出力22キロワット以下) | 13年 | 陳列ケース(冷凍機・冷蔵機付きを除く) | 8年 |
| 建物(鉄筋・店舗用) | 39年 | 昇降機設備(エレベーター) | 17年 | 冷蔵庫・洗濯機 | 6年 |
| 建物(石造・事務所用) | 41年 | 乗用自動車 | 6年 | 冷房用又は暖房用機器 | 6年 |
| 建物(石造・店舗用) | 38年 | 乗用軽自動車 | 4年 | 室内装飾品(主に金属製) | 15年 |
| 建物(木造・事務所用) | 24年 | 貨物自動車(ダンプ) | 4年 | 食器類(陶磁器・ガラス製) | 2年 |
| 建物(木造・店舗用) | 22年 | 事務机・いす(金属製) | 15年 | ラジオ・テレビ | 5年 |
| 電気設備(蓄電池電源設備を除く) | 15年 | キャビネット(金属製) | 15年 | パソコンコンピュータ | 4年 |
| 給排水設備 | 15年 | 応接セット(接客業用) | 5年 | 看板 | 3年 |

日立市のホームページでは、申告会場案内等様々な情報を提供しています。併せてご利用ください。

【日立市ホームページアドレス <https://www.city.hitachi.lg.jp/>】